

## 令和5年度第1回山口県食の安心・安全審議会 概要

1 日 時 令和5年8月25日（金） 14:00～15:15

2 場 所 県庁4階 共用第3会議室

3 出席者 11名（欠席1名）

### 4 会議録

#### 議 題1：会長・副会長選任

委員の互選により次のとおり選任

会 長：藤田 健 委員（山口大学経済学部）

副会長：岩崎 美穂 委員（山口県消費者団体連絡協議会）

#### 議 題2：食の安心・安全推進基本計画（第3次改定版）の概要及び取組状況 について

##### （1）「食の安全」について

委 員：「やまぐち衛生ジャンプ届出制度」について、一般衛生管理の記録を  
しっかり保存するという趣旨と理解した。

HACCPにおける一般衛生管理は、現状でも、事業所において見落とさ  
れているわけではないと考えるが、この制度は、「より高度な形で一般衛生  
管理を推進していく」という考え方でよいか。

事務局：制度設立当初はHACCPが完全義務化される前であったため、当初  
は、HACCP導入の入口という考え方であった。

現在は、「HACCPの考え方を取り入れた」一般衛生管理よりも高度な、  
「HACCPの考え方に基づく」一般衛生管理を推進するという趣旨である。

委 員：位置付けが難しいが、令和4年度に登録している事業者もあるとい  
うことは、一定の意味があるという理解でよいか。

事務局：ご理解のとおり。「考え方を取り入れた」一般衛生管理では、手引書  
等で済ませる事業者もあるが、「考え方に基づく」一般衛生管理を目指し、  
より高度な衛生管理に取り組んでいただこうという趣旨である。

委 員：鳥インフルエンザの他、様々な要因により、卵の価格の高騰・高止ま  
りが起こっている。山口県でも鳥インフルエンザに関する取組を実施してい  
るが、他県との連携状況や、今後の価格の見通し等についてうかがう。

事務局：昨年度は、山口県では高病原性鳥インフルエンザの発生はなかったが、  
隣県（広島県や福岡県）では発生があった。山口県内には他県産の卵も流通  
しており、他県の状況も影響して、価格が高騰しているものと思われる。

山口県では、中四国地域や九州・山口地域との連携体制があり、それらに

基づいて連携している。

**委員**：資料3ページ、今年度の主な取組の「HACCPに沿った衛生管理の適切な運用の促進」について、「リモート監視」とはどのようなものか。

**事務局**：スマートフォンやウェブ会議設備等を活用して、実際に現場に立ち入る職員に、リモートにより県庁や保健所の職員から助言等を行うものである。

## (2)「食の安心」について

**委員**：資料7ページ、食品表示の監視について、不適切な表示の例や、それに対する対応等についてうかがう。

**事務局**：合同パトロールにおいては、原料原産地の表示がなかったり、別に基準が設けられている米に必要な表示がなかったりといった事例がある。販売店をとおして商品を持ち込む生産者に伝えてもらう等により、対応している。

その他、例えば、みやげ品の一斉監視では、令和4年度は35施設に立ち入り、不適切な表示をしている施設が9施設あった。品目数では、約1,100点を点検し、概ね40点程度の不適正表示があった。

不適正表示に対しては、保健所等により適宜、指導・助言等を行っている。

**委員**：資料9ページ、「若い世代」という表現があるが、これは何歳くらいのことか。

**事務局**：主に、大学生までの年代や、30代～40代の子育て世代を考えている。家庭の中での食の安心・安全に関する教育や、学生間での周知・啓発が進んでいくことを期待している。

**委員**：今後、高校生にも広げること考えてはいかがか。

**事務局**：検討させていただく。

**委員**：地域によっては、高齢者が集まって郷土料理を作るなどの行事をしている。こういった機会にフォトコンテストの周知をしたいと考えているが、機械の扱いに疎いため自力では難しい。操作方法等を保健所で教えてもらうことはできないか。

**事務局**：操作方法なども、保健所等でもお手伝いできればと思う。

**委員**：郷土料理を広めたいという話が出たが、今年度、県と食生活改善推進協議会とが合同で、若い人（中学生以上～）に郷土料理を広める取組がある。ぜひ活用していただきたい。

**委員**：「X」について、パンフレット等を用意してもらえれば、学生にも周知しやすい。また、フォロワー数が少ないので、周知活動等をしっかり行っていただきたいと思う。

**事務局**：今週から、各所にさらに周知活動を展開していく予定である。  
周知用の資料を送らせていただくので、ぜひ協力をお願いしたい。

**委員**：事業者による食品表示適正化等の取組により、消費者にどんなメリットがあるのか、消費者には浸透していないように感じる。消費者が安心・安全な食品に手を伸ばすためには、消費者に対してどのように伝えていくかが重要だと考える。

**事務局**：現在検討している「食品表示ステップアップ制度」では、参加事業所を県HPや「X」等で公表する予定。「食品表示適正事業所」に認定された事業所については、その事業所の、食の安心・安全に係る取組状況等も紹介できればと考えている。消費者の消費活動の判断基準に資するよう、効果的な制度となるよう検討してまいりたい。

**委員**：60代以上の方などは、アナログ的な手法を活用して情報を入手している人も多いと思うので、そういった点にも配慮することも必要と考える。

**事務局**：できるだけ多くの方々にお届けできるよう検討してまいりたい。

### (3)「参画と協働」等について

**委員**：資料 12 ページ、今年度の主な取組の「鯨肉の消費拡大対策の推進」について、長門市の「長門大津くじら食文化を継承する会」では、昨年度4月に、文化庁から「100年フード」として、くじら汁、南蛮煮、皮鯨の酢物が認定された。

会では、公民館や小中学校などでも様々な活動を実施しており、他地域の市民との交流も行っているが、行政には、そういった催しや鯨の消費拡大に向けた活動がなかなか伝わっておらず、ただ、会として実施していることも多い。下関でも商業捕鯨の母船建造等、活動は活発になってきているため、よりPRをお願いしたい。

**事務局**：鯨の消費拡大については、昨年度、下関において、「感鯨料理」として鯨肉を使った料理を新しく開発して発表したり、学校給食における鯨肉料理の提供を支援したりしている。これからも、関係各所と連携して消費拡大に取り組んでまいりたい。

**委員**：学校給食における取組などで、小さいころから関心を持つことは良いこと。これからも続けてほしい。

**委員**：食の安心・安全情報誌は、どこに置いているか。

**事務局**：食の安心・安全推進協議会、食の安心モニター、コミュニティ活動リーダー、大学、保健所、理美容団体などに配布している。

**委員**：地域で実施する調理実習などの催しの際、情報誌やチラシを活用して周知・啓発をしている。これからも良い情報を提供していただきたい。

委員：情報誌は「X」で発信しないのか。

事務局：既存の広報物についても、できるだけ「X」を活用していきたい。

委員：紙媒体の他、アーカイブ等があると、学生等も気軽に読めてよいと思う。

委員：消費者の魚離れも久しいので、生産者や協力団体で推進していきたいと思う。協力をお願いします。

委員：参考資料3ページ、コミュニティ活動リーダーについて、この存在が一般に知られていないように感じる。広く募集がかかる食の安心モニターとは違って、コミュニティ活動リーダーについては特段募集がかけられていない。

コミュニティ活動リーダーには、こういった役割が期待されているのか。

事務局：地域における、食の安心モニターを含む一般消費者と事業者の相互理解（コミュニケーション）を促進する役割を期待している。